

鳥取県告示第 352 号

平成 20 年 6 月 1 日に執行する米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙のうち、宅地の所有者が選挙すべき委員の選挙については、候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないので、土地区画整理法施行令（昭和 30 年政令第 47 号）第 26 条の規定に基づき、投票を行わないものとし、同条の規定により告示する。

平成 20 年 5 月 9 日

鳥取県知事 平 井 伸 治